

事務連絡  
南工第63号  
令和7年9月25日

関係者各位

熊本県県南広域本部土木部

### 八代管内県営工業団地（八代市事業区）整備事業における 公共工事で発生する土砂の受け入れについて

熊本県が八代市で計画している県営工業団地（八代市事業区）において、公共工事で発生する土砂を受け入れることといたしますので、お知らせします。

#### ○要件

- ・土砂受入期間　：　令和7年12月～令和9年12月

#### ○受け入れ土砂の条件

- ・土量が概ね1,000m<sup>3</sup>を超えるもの。（→現場毎）
- ・工業団地造成工事の工程と土砂搬入時期が調整できること。
- ・別に定める土砂受け入れ基準を満たす土砂であること。
- ・法律、関係条例（土砂条例等）上、搬出可能な土砂であること。
- ・搬出事業者の負担と責任において土砂受入地（熊本県八代市岡町および興善寺町他地内）まで輸送できるもの。
- ・その他詳細な事項については協議の上決定します。

なお、申し込みいただいた土砂については、土量や土質、搬入時期および搬入条件等を審査の上、当方において受け入れの可否を決定し、お知らせいたします。

担当	：熊本県県南広域本部土木部 工務課 道路・産業基盤整備班 野村・立花
TEL	：0965-33-3684
Email	：yatsudokoumu25@pref.kumamoto.lg.jp

## 土砂受け入れ基準

- ① 碳質土・砂質土が主体であること
- ② 最大粒径は 300mm 程度であること
- ③ 粘性土や有機質土が主体でないこと
- ④ 変質岩、蛇紋岩、スレーキング化する泥岩類が主体でないこと

ただし、土質区分判定のための調査試験を行い、第 1 種から第 3 種建設発生土に区分される土砂については、この限りではない。

# 県営工業団地整備位置図

